

令和6年11月14日

茨木市長 福岡洋一様

アークランズ株式会社
代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃 445番地

株式会社ヤマダデンキ
代表取締役 上野 善紀
群馬県高崎市栄町1番1号

(仮称)アーツスクエア茨木の出店に対する茨木市の要望事項について、下記のとおり回答します。

記

大規模小売店舗の名称:(仮称)アーツスクエア茨木

協議・調整事項	回答
<p>＜危機管理課＞</p> <ul style="list-style-type: none">・安威川、女瀬川、淀川の洪水浸水想定区域内に位置するため、大雨、洪水に備えて従業員や来店客の避難誘導、浸水防止・軽減に関する措置等を検討されたい。また、内水氾濫にも注意されたい。さらに、地域住民等に対する洪水時の緊急避難場所としての施設の提供や、物資の提供等の内容について市との協定締結等を検討されたい。	<p>＜危機管理課＞</p> <ul style="list-style-type: none">・大雨、洪水等の災害に備えて従業員や来店客の避難誘導、浸水防止・軽減に関する措置等を行います。市との協定締結等を検討します。
<p>＜環境政策課＞</p> <ul style="list-style-type: none">・事業活動(工事中を含む)により発生する騒音その他の公害についても周辺環境への影響を少なくするため、排出規制がされているので留意すること。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第85条、同条例施行規則第54条全ての工場・事業場に係る敷地境界における騒音の規制基準(L05) 第三種地域:準工業地域、朝・夕 60dB、昼間 65dB、夜間 55dB 注)朝:6:00～8:00 夕:18:00～21:00 昼間:8:00～18:00 夜間:21:00～6:00・来客車両、商品搬入車両及び荷さばき等による騒音、作業場やゴミ置き場から発生する臭気が周辺環境に影響を及ぼさないように配慮すること。・大阪府条例によって自動車のアイドリングは禁止されており、工事車両や施設完成後において関係車両及び利用者に対し、その旨を周知されたい。・光害対策ガイドライン(令和3年3月改訂環境	<p>＜環境政策課＞</p> <ul style="list-style-type: none">・事業活動(工事中を含む)により発生する騒音その他の公害について、周辺環境への影響を少なくするため、排出について留意します。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第85条、同条例施行規則第54条を遵守します。・来客車両、商品搬入車両及び荷さばき等による騒音、作業場やゴミ置き場から発生する臭気が周辺環境に影響を及ぼさないように配慮します。・工事車両や施設完成後において、関係車両及び利用者に対し、アイドリングストップを周知します。・周辺に住宅はございませんが、光害対策ガイド



<p>省)の設定指針値(P19~21)を参考に、施設に設置される広告塔照明(ネオンサインを含む)、建物内照明の外部への漏れ、敷地内外灯(屋上階を含む)、駐車場外灯及び施設内を通行する車両の前照灯等の光が周辺住宅等に影響を及ぼさないよう配慮されたい。</p>	<p>インの設定指針値を参考に、施設に設置される広告塔照明、建物内照明の外部への漏れ、敷地内外灯、駐車場外灯及び施設内を通行する車両の前照灯等の光が周辺に影響を及ぼさないよう配慮します。</p>
<p>＜環境事業課＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議時の指導事項を順守すること。 ・茨木市ごみ集積施設設置基準を順守すること。 	<p>＜環境事業課＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議時の指導事項を順守します。 ・茨木市ごみ集積施設設置基準を順守します。
<p>＜都市政策課＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(計画係)南目垣・東野々宮地区地区計画の内容を順守すること ・(推進係)交通問題などまちびらき後に地区全体で協議・調整が出来ることを目的としたまちづくりに資するタウンマネジメント協議会等への参画について、都市政策課等と協議すること。 	<p>＜都市政策課＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(計画係)南目垣・東野々宮地区地区計画の内容を順守します。 ・(推進係)まちづくりに資するタウンマネジメント協議会等への参画について、都市政策課等と協議します。
<p>＜建設管理課＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷待ち車が周辺道路に停車することがないよう徹底すること。 ・来客自動車の案内経路について、B方面からの車を②、③へ案内することになっているが①の間違いではないか。C・F～I方面からの車と区別はできないので確認すること。 ・出口③と搬入車専用出口からの出庫車の軌跡図が反対車線にはみ出ないものが最新のため、添付書類が古いものとなっている。 	<p>＜建設管理課＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷待ち車が周辺道路に停車することがないよう徹底します。 ・届出書 P13 の誘導経路説明文では B 方面からの来店を入口②、③で右折入庫案内する文章となつておりますが、交通資料 P5 のとおり、B 方面は入口①で左折入庫にて案内します。 ・届出後の切下げ幅員に関する手続きにおいて、軌跡が中央線を超過しないように調整し、関係手続を行ったため、届出添付図面は古いものとなっています。
<p>＜交通政策課＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C方面(摂津、寝屋川方面)の利用者に対し、府道19号線安威川新橋手前の側道から、安威川左岸堤防道路へのルートは道路が狭小であり、また事故も多いことから、入退店については府道14号線南目垣2丁目交差点を通るルートへの誘導を徹底すること。 	<p>＜交通政策課＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C方面的利用者に対し、府道14号線南目垣2丁目交差点を通るルートへの誘導を徹底します。
<p>＜学校教育推進課＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・教育文化施設に接近しており、児童・生徒が夜間に店舗を出入りすることが危惧されるので、青少年健全育成の理念に配慮した運営に努めること。 	<p>＜学校教育推進課＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成の理念に配慮した運営に努めます。

<ul style="list-style-type: none">・夜間の時間帯に保護者の同伴がなく児童の来店がある場合には、従業員による声かけを励行すること。・店舗周辺道路が通学路になっており、利用時間帯が下校時間帯と重なることから、登下校途中の児童・生徒の安全確保を図るよう対策を講じること。・以下に示す近隣の小中学校との事前協議が未実施の場合は、早急に行うこと。玉島小学校(632-3160)・平田中学校(633-1501)	<ul style="list-style-type: none">・夜間の時間帯に保護者の同伴がなく児童の来店がある場合には、従業員による声かけを励行します。・通学児童の安全対策について、状況に応じて必要な対策を講じます。・玉島小学校教頭先生に訪問し、概要説明の上、特にご意見いただいておりません。平田中学校については、通学路の指定が無いため、協議不要を確認しております。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------